

米原駅東口周辺立地促進条例（案）について

1 条例制定の背景

これまで市では、米原駅東口周辺の整備を進め、都市機能を強化し、まちのシンボルエリアの形成を目指してきました。米原駅東口周辺の公共整備が一定の進捗を見せる中、今後は、公民連携による民間投資の呼び込みを実現する必要があります。

市では、今までの経過も踏まえ、土地活用の具体化とまちづくり事業を着実に推進するため、事前に民間事業者から進出意欲や条件などの意見を直接お聞きするサウンディング型市場調査を実施しました。

この調査でいただいた意見を参考に米原駅東口公有地に進出する事業者に対する奨励制度を創設するため本条例の制定を実施いたします。

2 奨励金の内容

奨励制度につきましては、下記のとおりです

項目	内容
奨励金	
① 立地促進奨励金	事業開始日以降の固定資産税、都市計画税が課税となった年以降3年間、納税額相当額の100%を助成 (病院、診療所については5年間100%助成)
② 新幹線等通勤費奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線定期券を使用して米原駅まで通勤する人数に対して3年間助成(FREX 2万円/月) 在来線特急定期券を使用して米原駅まで通勤する人数に対して3年間助成(パスカル1万円/月) 北陸新幹線を使用し、在来線に乗り換えて米原駅まで通勤する人数に対して3年間助成(FREX 1万円/月)
③ 雇用転入促進奨励金	市民新規雇用者、市転入従業員1人に対して20万円を助成(3年間) (障がい者場合20万円、若者の場合20万円、転入従業員に中学生以下の子どもがいる場合10万円を加算)
補助金	
④ 診療所等開業補助金	本事業区域内に開設する病院、診療所については既存の開業医補助金に上乗せ補助(上限7,000万円)
助成金	
⑤ 造成工事費助成金	土地の有効活用を図るため、段差部に擁壁を整備する等の造成費用の1/2を助成(上限2,000万円)
⑥ 公共施設整備費用助成金	市に帰属する公共施設(道路、公園、緑地)の整備費用の1/2を助成(上限5,000万円)

3 制度制定に向けたスケジュール

令和6年3月	令和6年第1回定例会に条例（案）を提出
令和6年4月	条例施行